

とちぎの公共交通「共創プロジェクト」推進支援業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県が発注するとちぎの公共交通「共創プロジェクト」推進支援業務委託を受託する者の業務について、必要な事項を定めるものとする。

第 1 条 業務の目的

地域公共交通の利便性・生産性・持続可能性を高めるためには、交通事業者のみならず、多様な主体や分野が広域的に連携することが重要であり、これらの取組を促進するため、本県では令和 7 年度からとちぎの公共交通「共創プロジェクト」を開始した。

本業務は、本プロジェクトが国土交通省の「令和 8 年度『交通空白』解消パイロット・プロジェクト（第 1 弾）」として採択されたことを契機として、輸送資源のフル活用等の共創の取組を加速化していくため、新たに庁内関係課による支援体制を構築し、様々な輸送の実態を把握するとともに、共創を進める市町を支援することを目的としている。

第 2 条 委託期間

契約締結日から令和 9 (2027) 年 1 月 29 日（金）まで

第 3 条 業務内容

1 計画準備

本業務の実施に当たり、事前に業務の目的を把握し、業務の手順及び遂行に必要な計画を立案するとともに、業務計画書を作成し、発注者の確認を得るものとする。

2 輸送資源実態調査

（１）道路運送法に基づく輸送資源

県内において、道路運送法に基づく以下の事業について、県が提供する各事業者の輸送実績報告の集計・分析を行うとともに、事業者に対するアンケート調査を実施する。調査内容は、車両数、運転士数、輸送実績及び稼働状況などとし、アンケート手法は web 形式を想定しているが、具体的な調査対象、内容、手法については、担当者と協議の上決定する。また結果について、県内における事業毎、市町毎などの輸送資源の状況や課題が把握・分析できるように整理する。

道路運送法	事業区分	事業
第 4 条 (第 3 条 1 号イ)	一般乗合旅客自動車運送事業	路線バス、コミュニティバス、デマンド等
第 4 条 (第 3 条 1 号ロ)	一般貸切旅客自動車運送事業	貸切バス
第 4 条 (第 3 条 1 号ハ)	一般乗用旅客自動車運送事業	タクシー
第 43 条	特定旅客自動車運送事業	スクールバス、企業送迎バス

第 78 条 2 号	自家用有償旅客運送事業	交通空白地有償輸送、福祉有償輸送
第 78 条 3 号	自家用車活用事業	日本版ライドシェア

（２）道路運送法に基づかない輸送資源

県内における道路運送法に基づかない様々な輸送について、運行主体や利用者に対するアンケート調査およびヒアリングを実施する。調査内容は、車両数、運転士数、輸送実績及び稼働状況などとし、アンケート手法は web 形式を想定しているが、具体的な調査対象、内容、手法については、担当者と協議の上決定する。また結果について、県内における輸送の種類毎、市町毎などの輸送資源の状況や課題が把握・分析できるように整理する。

① 宿泊施設送迎

県内の宿泊事業者に対してアンケートを実施し、輸送の現状や課題をとりまとめる。なお、関係団体を経由し、各事業者へ依頼することを想定している。また、2～3 団体・事業者に対するヒアリングを実施する。

② 商業施設送迎

県内において送迎バスを運行する商業施設に対してアンケートを実施し、輸送の現状や課題をとりまとめる。また、2～3 施設に対するヒアリングを実施する。

③ 企業バス

県内の産業団地に立地する企業に対してアンケートを実施し、輸送の現状や課題を取りまとめる。なお、関係団体を経由し、各事業者へ依頼することを想定している。また、2～3 団体・事業者に対するヒアリングを実施する。

④ 家族の送迎（通学）

「栃木県地域公共交通計画」策定の際に実施した県内高等学校の生徒に対するアンケート結果から、高等学校毎に公共交通の利用状況や家族送迎の状況を分析する。

また、2～3 校に対するヒアリング調査を実施し、その結果と上記アンケート分析結果をもとに、家族送迎などに関する課題が把握・分析できるように整理する。

3 輸送・移動政策実態調査

行政自らが運行している輸送（スクールバス等）や、支援している輸送（公共交通等）、支援している移動（高齢者の外出等）など、輸送・移動に関する政策の実態を調査する。

県および 25 市町の輸送・移動に関する政策・業務を所管する部署に対して、アンケートを実施する。調査内容は、政策目的、予算、効果などとし、アンケート手法は web 形式を想定しているが、調査対象、内容、手法については、担当者と協議の上決定する。

また結果について、県内における輸送・移動の種類毎、市町毎、分野毎などの観点から課題が把握・分析できるように整理する。

4 市町が検討する共創の取組支援

(1) 佐野市

交通分野と教育分野との共創（民間路線バスによる児童・生徒の通学手段の確保 など）に向けた検討を支援する。

- ① 通学の現状・変化の整理、既存公共交通の実態整理
- ② 通学以外の需要把握
（人流データ分析及び住民アンケートの実施・取りまとめ・分析 等）
- ③ 共創の具体案検討（輸送量・コスト推定、必要となる協議・調整の整理 等）
- ④ 運行に向けたロードマップ作成（スケジュール 等）
- ⑤ 具体化に向けた運行計画の立案（事業者選定・契約に向けた仕様書案の作成 等）
- ⑥ 検討結果とりまとめ

(2) 那須町

交通分野と教育分野との共創（スクールバスの通学以外への活用）に向けた検討を支援する。

- ① スクールバスの現状整理、既存公共交通の実態整理
- ② 通学以外の活用に向けた需要把握（人流データ分析、関係者ヒアリング 等）
- ③ 共創の具体案検討（輸送量・コスト推定、必要となる協議・調整の整理 等）
- ④ 運行に向けたロードマップ作成
- ⑤ 検討結果とりまとめ

(3) 那珂川町

交通分野と福祉分野との共創（高齢者の移動の確保・効率化）に向けた検討を支援する。

- ① 既存公共交通、福祉に関する移動の実態整理、有償ボランティアで実施する移動支援に係る事例の調査
- ② 移動支援ニーズ調査（住民向けアンケート調査、ヒアリング 等）
- ③ 共創の具体案検討（既存公共交通の改善検討、必要となる協議・調整の整理 等）
- ④ 運行に向けたロードマップ作成
- ⑤ 検討結果とりまとめ

5 協議会運営支援

担当者と事前に打合せの上で、協議会のための資料を作成するとともに、会議への出席や議事録の作成を行う。

なお、協議会は2回程度（第1回を令和8年10月末、第2回を令和9年1月末）を想定している。

6 国への報告資料作成支援

本事業は、国土交通省の「令和8年度『交通空白』解消パイロット・プロジェクト（第1弾）」に基づく事業であるため、事業の執行にあたり必要となる資料の作成を支援する。

第4条 成果品

本業務の成果品は、以下に掲げるものとする。

- (1) 報告書 (A4版) 1部
- (2) 電子データ (CD-R) 1部
- (3) その他発注者が指示するもの 1式

第5条 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間時1回、成果品納入時の計3回行うこととする。業務着手時、成果品納入時には業務主任技術者が立ち会うものとする。

また、打合せ内容については、受注者が記録・整理の上、当該打合せ後速やかに発注者に提出するものとする。

第6条 疑義

本業務を実施するに当たり、本仕様書に定めのない事項及び疑義等が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

このほか、必要資料については適宜担当者と協議の上、必要に応じて貸与する。

第7条 その他

本仕様書に記載のない内容について疑義が生じた場合は、担当者と協議するものとする